

法規委員会研究報告第6号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」の一部改正について

平成20年4月15日
日本公認会計士協会

法規委員会研究報告第6号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」を次のように改正する。

新	旧
<p>法規委員会研究報告第6号</p> <p style="text-align: center;">監査及び四半期レビュー契約書の作成について</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月13日 改正 平成20年4月15日 日本公認会計士協会</p> <p>はじめに</p> <p>金融商品取引法の施行により、平成20年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等（金融商品取引法第24条の4の4第1項、第24条の4の7第1項）に対して内部統制報告書及び四半期報告書の制度が導入され、前者については公認会計士又は監査法人による監査が、後者における四半期連結財務諸表等については公認会計士又は監査法人による四半期レビューが求められることになった。また、平成19年6月27日に公布された「公認会計士法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第99号。以下「平成19年改正法」という。）により公認会計士法が改正され、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、監査人の独立性と地位の強化及び監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し等の措置が図られることになった。</p> <p>本研究報告は、これらの新制度の導入等の措置に対応した契約書を作成するに当たり、特に留意すべき事項を整理するとともに、それらの留意事項に基づき具体化した契約書の作成例を提示することを目的としている。今回、本研究報告で提示した契約書の作成例は、会社法に基づく監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査、内部統制監査及び四半期レビューを一体として契約する場合の形態であり、それについて、個人用、監査法人用及び指定社員制度を導入している監査法人用に分けたものを提示している。また、本研究報告の契約書の作成例は、業務の参考に資することを目的としてあくまで一例を提示したものであり、実際の契約書の作成に当たっては、状況に応じて適切な修正が必要であることに留意されたい。</p> <p>本研究報告の取りまとめに当たっては、その対応が急がれる新制度の導入等への対応に特化することとし、法規委員会研究報告第3号「監査及びレビュー等関連業務の契約書作成について」（最終改正平成19年3月28日。以下「研究報告第3号」という。）とは別の委員会研究報告とすることとした。<u>その後、研究報告第3号が対象としている4つの業務（監査、レビュー、合意された手続及び調製業務）のうち、「監査」に関する事項について、本研究報告の内容等を踏まえて所要の見直しを行い、法規委員会研究報告第7号「監査契約書の作成について」（平成20年4月15日。以下「研究報告第7号」という。）として新たな研究報告として公表した。このため、「監査」に関する事項については、研究報告第3号ではなく、研究報告第7号を参考にする必要がある。</u></p> <p><u>なお、今回の研究報告第7号の公表に合わせて、本研究報告についても、一部、所要の見直しを行っている。また、本研究報告は、契約書作成に当たって、特に留意すべき事項を記載するにとどめていることから、監査契約書に記載する事項等のうち四半期レビュー及び内部統制監査にも共通する事項については、研究報告第7号の記載内容を適宜読み替えて利用することを想定している。</u></p>	<p>法規委員会研究報告第6号</p> <p style="text-align: center;">監査及び四半期レビュー契約書の作成について</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月13日 日本公認会計士協会</p> <p>はじめに</p> <p>金融商品取引法の施行により、平成20年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等（金融商品取引法第24条の4の4第1項、第24条の4の7第1項）に対して内部統制報告書及び四半期報告書の制度が導入され、前者については公認会計士又は監査法人による監査が、後者における四半期連結財務諸表等については公認会計士又は監査法人による四半期レビューが求められることになった。また、平成19年6月27日に公布された「公認会計士法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第99号。以下「平成19年改正法」という。）により公認会計士法が改正され、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、監査人の独立性と地位の強化及び監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し等の措置が図られることになった。</p> <p>本研究報告は、これらの新制度の導入等の措置に対応した契約書を作成するに当たり、特に留意すべき事項を整理するとともに、それらの留意事項に基づき具体化した契約書の作成例を提示することを目的としている。今回、本研究報告で提示した契約書の作成例は、会社法に基づく監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査、内部統制監査及び四半期レビューを一体として契約する場合の形態であり、それについて、個人用、監査法人用及び指定社員制度を導入している監査法人用に分けたものを提示している。また、本研究報告の契約書の作成例は、業務の参考に資することを目的としてあくまで一例を提示したものであり、実際の契約書の作成に当たっては、状況に応じて適切な修正が必要であることに留意されたい。</p> <p>本研究報告の取りまとめに当たっては、その対応が急がれる新制度の導入等への対応に特化することとし、法規委員会研究報告第3号「監査及びレビュー等関連業務の契約書作成について」（最終改正平成19年3月28日。以下「研究報告第3号」という。）とは別の委員会研究報告とすることとした。<u>したがって、本研究報告に記載のない事項については、研究報告第3号が適宜参照されることを想定している。</u></p>

新	旧
<p>契約書作成に当たっての留意事項</p> <p>1. 契約書の作成形式 (省 略)</p> <p>2. 契約書に記載する事項 (省 略)</p> <p>3. 有限責任監査法人制度の導入に伴う変更点 (省 略)</p> <p>契約書の作成例</p> <p>1. 契約書の作成例の位置付け (省 略)</p> <p>2. 契約書の作成例の種類 (省 略)</p> <p>[契約書の作成例]</p> <p>様式 1 : 個人用 (会社法監査・金融商品取引法監査) (省 略)</p> <p>様式 2 : 監査法人用 (会社法監査・金融商品取引法監査) (省 略)</p> <p>様式 3 : 監査法人用 (会社法監査・金融商品取引法監査、指定社員制度利用) (省 略)</p>	<p>契約書作成に当たっての留意事項</p> <p>1. 契約書の作成形式 (同 左)</p> <p>2. 契約書に記載する事項 (同 左)</p> <p>3. 有限責任監査法人制度の導入に伴う変更点 (同 左)</p> <p>契約書の作成例</p> <p>1. 契約書の作成例の位置付け (同 左)</p> <p>2. 契約書の作成例の種類 (同 左)</p> <p>[契約書の作成例]</p> <p>様式 1 : 個人用 (会社法監査・金融商品取引法監査) (同 左)</p> <p>様式 2 : 監査法人用 (会社法監査・金融商品取引法監査) (同 左)</p> <p>様式 3 : 監査法人用 (会社法監査・金融商品取引法監査、指定社員制度利用) (同 左)</p>
<p>監査約款及び四半期レビュー約款はすべての様式で共通</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">監 査 約 款</p> <p>第 1 条 (監査の公共性) 委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。</p> <p>第 2 条 (委嘱者及び受嘱者の責任) 委嘱者の経営者は、法規を遵守し、次に掲げる責任を有する。 一 内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して年度の財務計算に関する書類及び計算書類等 (計算書類等には連結計算書類が含まれる場合がある。以上を総称して以下「財務諸表等」という。) を作成し、受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出すること 二 財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、並びに我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し、受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出すること 2. 前項の責任には、金融商品取引法に基づき受嘱者が通知した法令違反等事実の是正その他の適切な措置をとる責任を含むものとする。 3. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表等及び内部統制報告書の適正性について意見を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。</p> </div>	<p>監査約款及び四半期レビュー約款はすべての様式で共通</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">監 査 約 款</p> <p>第 1 条 (監査の公共性) 委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。</p> <p>第 2 条 (委嘱者及び受嘱者の責任) 委嘱者の経営者は、法規を遵守し、次に掲げる責任を有する。 一 内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して年度の財務計算に関する書類及び計算書類等 (計算書類等には連結計算書類が含まれる場合がある。以上を総称して以下「財務諸表等」という。) を作成し、受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出すること 二 財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、並びに我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し、受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出すること (追 加) 2. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表等及び内部統制報告書の適正性について意見を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。</p> </div>

新	旧
<p>第3条（監査の基準） 受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を行う。</p> <p>第4条（監査の限界） 委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。 一 財務諸表等の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること 二 監査が原則として試査により実施されること 三 内部統制には固有の限界があること 四 受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること 2．委嘱者は、財務報告に係る内部統制の監査を実施したとしても、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があることを了解する。</p> <p>第5条（委嘱者の協力） 委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。 2．委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。</p> <p>第6条（経営者確認書） 委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に基づく監査手続の一環として、財務諸表等及び内部統制報告書の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書及び内部統制監査報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。 2．前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。</p> <p>第7条（監査役（監査委員）との連絡） 受嘱者は、委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行う。 2．委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行えるように、十分配慮を行う。</p> <p>第8条（守秘義務） 受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合 二 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合 三 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合 四 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合 五 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合</p> <p>第9条（監査報告書等の利用） 委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書及び内部統制監査報告書について、受嘱者に無断で転載等をしてはならない。</p> <p>第10条（独立性の保持に関する情報提供） 委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く</p>	<p>第3条（監査の基準） 受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を行う。</p> <p>第4条（監査の限界） 委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。 一 財務諸表等の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること 二 監査が原則として試査により実施されること 三 内部統制には固有の限界があること 四 受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること 2．委嘱者は、財務報告に係る内部統制の監査を実施したとしても、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があることを了解する。</p> <p>第5条（委嘱者の協力） 委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。 2．委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。</p> <p>第6条（経営者確認書） 委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に基づく監査手続の一環として、財務諸表等及び内部統制報告書の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書及び内部統制監査報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。 2．前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。</p> <p>第7条（監査役（監査委員）との連絡） 受嘱者は、委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行う。 2．委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行えるように、十分配慮を行う。</p> <p>第8条（守秘義務） 受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合 二 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合 三 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合 四 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合 五 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合</p> <p>第9条（監査報告書等の利用） 委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書及び内部統制監査報告書について、受嘱者に無断で転載等をしてはならない。</p> <p>第10条（独立性の保持に関する情報提供） 委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く</p>

新

外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第11条（報酬の改定の申出）

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第12条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。

- 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
- 二 委嘱者が、法令、定款、その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
- 三 委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合
- 四 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合
- 五 委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
- 六 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出た場合

2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に返還するものとする。
3. 委嘱者及び受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。
5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第8条及び第14条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第13条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第14条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

旧

外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第11条（報酬の改定の申出）

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第12条（契約の解除・終了）

委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、受嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払う。

2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に返還するものとする。
3. 委嘱者及び受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。
5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第8条及び第14条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第13条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第14条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

四半期レビュー約款

第1条（四半期レビューの公共性）

委嘱者と受嘱者は、四半期レビューの公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（委嘱者及び受嘱者の責任）

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表（四半期連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しない場合における四半期財務諸表をいう。）の作成基準に準拠して四半期に係る財務計算に関する書類を作成し、受嘱者が四半期レビューを十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 前項の責任には、金融商品取引法に基づき受嘱者が通知した法令違反等事実の是正その他の適切な措置をとる責任を含むものとする。

3. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって四半期レビューを行い、四半期に係る財務計算に関する書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の結論を表明するための基礎が得られないときは、結論を表明しない。

第3条（四半期レビューの基準）

受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行う。

2. 委嘱者は、四半期レビューに関して次に掲げる事項を理解する。

- 一 四半期レビューは、四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明するものではないこと
- 二 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについての合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではないこと
- 三 四半期レビューは、重要な事項がもしあれば、受嘱者に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろうすべての重要な事項を発見することを保証するものではなく、年度の財務諸表の監査の場合と比較して、限定的な四半期レビュー手続に基づき消極的保証を与えるものであること

第4条（四半期レビューの限界）

委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に四半期レビュー計画を策定して適切に四半期レビューを実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

- 一 四半期財務諸表の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること
- 二 四半期レビュー手続は、主として質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されており、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は通常要求されていないこと
- 三 内部統制には固有の限界があること
- 四 受嘱者が入手する証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

第5条（委嘱者の協力）

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に四半期レビューを実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

2. 委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供

四半期レビュー約款

第1条（四半期レビューの公共性）

委嘱者と受嘱者は、四半期レビューの公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（委嘱者及び受嘱者の責任）

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表（四半期連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しない場合における四半期財務諸表をいう。）の作成基準に準拠して四半期に係る財務計算に関する書類を作成し、受嘱者が四半期レビューを十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出する責任を有する。

（追加）

2. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって四半期レビューを行い、四半期に係る財務計算に関する書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の結論を表明するための基礎が得られないときは、結論を表明しない。

第3条（四半期レビューの基準）

受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行う。

2. 委嘱者は、四半期レビューに関して次に掲げる事項を理解する。

- 一 四半期レビューは、四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明するものではないこと
- 二 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについての合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではないこと
- 三 四半期レビューは、重要な事項がもしあれば、受嘱者に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろうすべての重要な事項を発見することを保証するものではなく、年度の財務諸表の監査の場合と比較して、限定的な四半期レビュー手続に基づき消極的保証を与えるものであること

第4条（四半期レビューの限界）

委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に四半期レビュー計画を策定して適切に四半期レビューを実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

- 一 四半期財務諸表の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること
- 二 四半期レビュー手続は、主として質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されており、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は通常要求されていないこと
- 三 内部統制には固有の限界があること
- 四 受嘱者が入手する証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

第5条（委嘱者の協力）

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に四半期レビューを実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

2. 委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供

新	旧
<p>し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。</p> <p>第6条（経営者確認書） 委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に基づく四半期レビュー手続の一環として、四半期財務諸表の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を四半期レビュー報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。 2. 前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が四半期レビューの実施過程において必要と認められた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。</p> <p>第7条（監査役（監査委員）との連絡） 受嘱者は、委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に四半期レビューを行う。 2. 委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に四半期レビューを行えるように、十分配慮を行う。</p> <p>第8条（守秘義務） 受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合 二 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合 三 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合 四 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び四半期レビュー調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に四半期財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合 五 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合</p> <p>第9条（四半期レビュー報告書の利用） 委嘱者は、受嘱者の作成した四半期レビュー報告書について、受嘱者に無断で転載等をしてはならない。</p> <p>第10条（独立性の保持に関する情報提供） 委嘱者と受嘱者は、四半期レビューが委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。</p> <p>第11条（報酬の改定の申出） 委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、四半期レビュー対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として四半期レビュー執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。</p> <p>第12条（契約の解除・終了） 次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、四半期レビュー着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、四半期レビュー着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合 二 委嘱者が、法令、定款、その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合 三 委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合 四 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合</p>	<p>し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。</p> <p>第6条（経営者確認書） 委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に基づく四半期レビュー手続の一環として、四半期財務諸表の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を四半期レビュー報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。 2. 前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が四半期レビューの実施過程において必要と認められた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。</p> <p>第7条（監査役（監査委員）との連絡） 受嘱者は、委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に四半期レビューを行う。 2. 委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に四半期レビューを行えるように、十分配慮を行う。</p> <p>第8条（守秘義務） 受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合 二 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合 三 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合 四 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び四半期レビュー調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に四半期財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合 五 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合</p> <p>第9条（四半期レビュー報告書の利用） 委嘱者は、受嘱者の作成した四半期レビュー報告書について、受嘱者に無断で転載等をしてはならない。</p> <p>第10条（独立性の保持に関する情報提供） 委嘱者と受嘱者は、四半期レビューが委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。</p> <p>第11条（報酬の改定の申出） 委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、四半期レビュー対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として四半期レビュー執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。</p> <p>第12条（契約の解除・終了） 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、受嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、委嘱者は、四半期レビュー着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、四半期レビュー着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払う。</p>

新	旧
<p><u>五 委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合</u></p> <p><u>六 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出た場合</u></p> <p>2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に返還するものとする。</p> <p>3. 委嘱者及び受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。</p> <p>4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。</p> <p>5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第8条及び第14条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。</p> <p>第13条（損害の賠償） 委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。</p> <p>第14条（その他） 本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。</p> <p>2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に返還するものとする。</p> <p>3. 委嘱者及び受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。</p> <p>4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。</p> <p>5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第8条及び第14条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。</p> <p>第13条（損害の賠償） 委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。</p> <p>第14条（その他） 本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。</p> <p>2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上